

税金は納期限までに納めましょう

問合せ先/税務課
(979-8107)

町民の皆さんに納めていただいている税金は、教育・福祉などのサービス、道路・水路や公共施設の維持管理など、よりよいまちづくりのために活用されています。しかし、税金の納付が滞ってしまうと公共サービスを提供するための財源が不足し、皆さんの生活に多大な影響を及ぼすことになってしまいます。そのため、税金は定められた納期限までに納付をお願いしています。納期限内に納付した人との公平性を保ち、町税の徴収を適正に確保するために、町では税法に従い、厳格な滞納整理を行っています。



税金の納付が遅れると

▼延滞金が増加されます
納期限を過ぎて納付すると、その遅延した税額に対して延滞金が増算されます。納期限の翌日から納める日までの期間の日数に応じて計算します。
延滞金の率は毎年変動し、平成30年の延滞金の利率は8.9%（納期限後1か月は2.6%）の割合です。



税金を納めずにいると

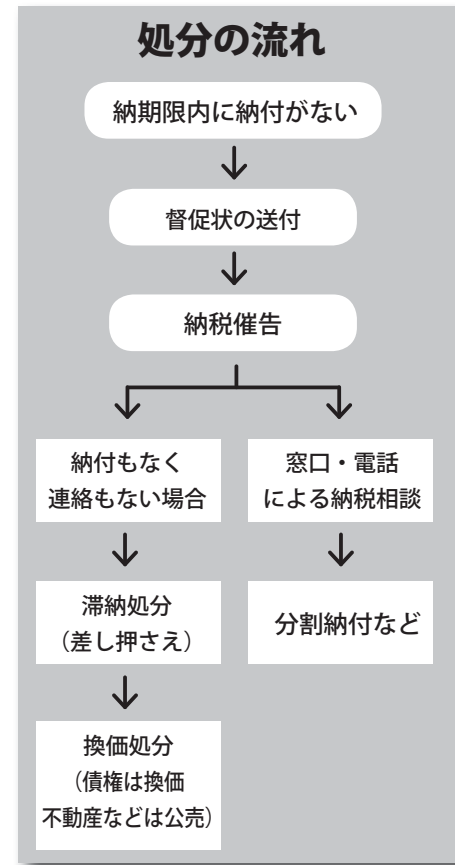
▼差し押さえなどの強制処分
納期限までに納付がない場合は、督促状を送付します。督促状を送付しても、なお納付がない場合は催告書などで催告（納税のお願い）を行います。それでも納付が確認できない場合は、不動産、動産（自動車、貴金属、電化製品など）、債権（給与、預貯金、生命保険など）を差し押さえます。
差し押さえは法律に基づく自力執行権により裁判所を介さず町の判断で実施する強制処分です。
▼公売などの強制換価処分
公売などの強制換価処分は、大切な町税を確保するためにやむを得ず行う最終的な処分です。平成21年度よりインターネット公売を実施しており、現在も継続して行っています。



まずはご連絡を!

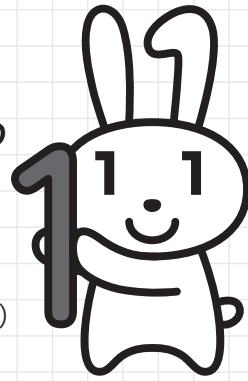


▼納税相談を実施しています
納期限内での納付が困難（失業、事業廃止など）な特別な事情がある場合は、そのまま放置せずに税務課へご相談ください。月曜日～金曜日は8時30分～17時15分、水曜日は事前にご連絡いただければ、19時まで相談を受けることができます。休日にも納税相談を実施しています。平日に、納税相談が困難な人はぜひご利用ください。



マイナンバーカードを作らしましょう

～このカード1枚でマイナンバーの提示と本人確認が1度にできます～



問合せ先/住民課 (979-8110)

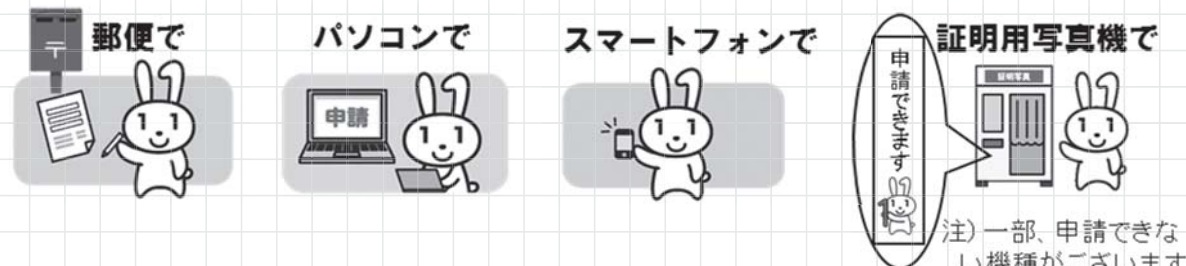
1 マイナンバーカードは持ち歩いても大丈夫ですか

- 大事な個人情報などのプライバシー性の高い情報は入っていません
…マイナンバーカード（ICチップ）には、税や年金などの個人情報は入っていません。
…マイナンバーカード（ICチップ）の利用には設定したパスワードが必要です。
- 「なりすまし」はできません
…マイナンバーカードは写真付きなので、他人がなりすまして使うことはできません。

※万が一、無くしたり、盗まれたりしても、24時間365日、コールセンター（0120-95-0178）でカードの利用をストップできます。

2 マイナンバーカードはどうしたらもらえますか

郵便、パソコン、スマートフォン、証明用写真機（一部使用不可）で申請ができます。



・郵便で申請をする人は、通知カードと一緒に既にお届けしている個人番号カード交付申請書の送付用封筒（返信用封筒）をご利用ください。差出有効期間が平成29年10月4日になっていますが、平成31年5月31日まで使用可能です。切手を貼らずにそのままポストに投函してください。

・申請後、おおむね1か月～2か月程度で、交付通知書がお手元に届きます。交付通知書が届きましたら、受取日を電話で予約（住民課：979-8110）のうえ、函南町役場住民課へご来庁ください。持ち物は、電話予約時にご案内します。

※ご不明な点は

マイナンバー



日本語：0120-95-0178
外国語：0120-01-7827

休日納税相談会
実施日：11月25日（日）
12月16日（日）
時間：8時30分～12時30分
場所：役場1階税務課窓口